

第1号議案

議会からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により議会から意見を求められた平成25年2月定例府議会への次の提出議案について、その趣旨、内容とも適当であると認められる旨を回答したことを承認する。

平成25年3月28日

大阪府教育委員会

第131号議案 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

<参 考>

[内 容]

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法で設定された子ども手当の請求に関する経過措置期間が終了したことに伴い、関係規定を削除する。

[施行期日]

公布の日

[根拠規定]

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。

以下(略)

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

七 前各号に掲げるもののほか、特に重要と認められる事項に関すること。

(事務の専決及び代決)

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第七条 (略)

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員企画課

■改正の理由

- ・大阪市については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づき、子ども手当に関する認定事務等であって、大阪市が設置する学校の職員（府費負担教職員に限る。）に係るものを大阪市が処理することとするため、条例の規定を設けているところである。
- ・「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」で設定された子ども手当の請求に関する経過措置期間（認定請求期間：平成24年9月30日まで）が終了したことに伴い、関係規定を削除する。

■改正の内容

- ・「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づく事務に関する規定（第5条）を削除する。
第6条を第5条に、第7条を第6条に改める。

■施行期日

- ・公布の日

■政策アセスメント・制度間調整

- ・大阪市と条例の改正について調整済み
- ・府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正

大阪府条例第 号

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例
の一部を改正する条例

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により大阪府教育委員会の権限に属する任免、給与（非常勤の講師（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務であつて、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員（負担法第一条に規定する職員に限る。次条及び第四条において同じ。）に係るものは、当該市又は町が処理することとする。</p>	<p>（市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により大阪府教育委員会の権限に属する任免、給与（非常勤の講師（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務であつて、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員（負担法第一条に規定する職員に限る。次条から第五条までにおいて同じ。）に係るものは、当該市又は町が処理することとする。</p>
<p>第四条 （略）</p>	<p>第四条 （略）</p> <p>第五条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪府が設置する学校の職員に係るものは、大阪府が処理することとする。</p> <p>一 法第十六条第一項又は第二項の規定によつて読み替えられ、又は準用される法第六条第一項及び第三項の規定による支給資格及び子ども手当の額の認定に関する事務</p> <p>二 法第十六条第一項及び第三項の規定によつて読み替えられる法第七条の規定による子ども手当の支給に関する事務</p> <p>三 法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる法第十三条第一項の規定による偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者からのその受給額に相当する金額の全部又は一部の徴収に関する事務</p>
<p>第五条・第六条 （略）</p>	<p>第六条・第七条 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。